

平成27年度

第3回

農業委員会総会議事録

平成27年6月25日 開会

上士幌町農業委員会

平成27年度 第3回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成27年6月25日(木) 午後2時00分～午後3時17分

2. 開催場所 上士幌町議会委員会室

3. 出席委員(12名)

1番	福澤	寛幸	7番	石齋	信哲	幸也
2番	山本	弘一	8番	橋	正裕	則己
3番	大井	隆行	9番	高	藤本	清
4番	菅原	研均	10番	佐	木	雄
5番	早坂	修	11番	藤	坂	晴
6番	阿部		12番			

4. 欠席委員(0名)

5. 議事日程

日程第1 開会宣言

日程第2 会長挨拶

日程第3 議事録署名委員の指名

日程第4 報告事項

- 1 農業委員会活動報告
- 2 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 3 その他

日程第5 協議事項

- 1 農地のあっせんについて
- 2 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更について
- 3 その他

日程第6 審議事項

- 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 現況証明願について
- 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第7 その他

- 1 春季主要作物生育状況調査の結果について
- 2 今後の日程について
- 3 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 高橋 智典
事務局主査 森本 宏史
事務局主査 櫻井 淳史

7. 傍聴人 なし

8. 議事録署名委員

2番 山本 弘一
3番 大井 隆行

◎日程第1 開会宣言

○11番(佐藤代理)

皆さん、こんにちは。

開会前に本日の出席状況を報告いたします。

本日は、全委員の出席で、上士幌町農業委員会會議規則第8条の規定により出席委員が定数に達しておりますので、総会が成立していることを宣言いたします。

それでは、只今より平成27年度第3回農業委員会総会を開催いたします。

はじめに、会長より挨拶をお願いいたします。

◎日程第2 会長挨拶

○議長(早坂会長)

皆さん、どうもご苦労さまです。

つい先日まで大変天気が良く、作物も順調に育っていた訳ですけれども、昨日、今日と足踏み状態に入りました、畑作物、牧草関係もちょっと一休みというところではないかと思います。今日は、色々案件がありますけれども、慎重審議、よろしくお願ひいたします。

◎日程第3 議事録署名委員の指名

○議長(早坂会長)

それでは、日程第3 議事録署名委員の指名を行います。2番 山本弘一委員、3番 大井隆行委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

◎日程第4 報告事項1 農業委員会活動報告

○議長(早坂会長)

これより議事に入ります。はじめに、日程第4 報告事項1 農業委員会活動報告について、事務局より報告をお願いします。

○事務局（高橋事務局長）

それでは、私の方から5月中の農業委員会の活動状況についてご報告をいたします。

【報告事項1について、議案書をもとに朗読・説明】

以上で5月の活動状況について報告をいたします。

○議長（早坂会長）

只今、事務局長より5月の活動状況について報告がありました。何かご質問ございますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、報告事項1はこれで終わります。

◎日程第4 報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（早坂会長）

次に報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知についてを事務局より報告をお願いします。

○事務局（櫻井主査）

私が説明いたします。報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知について。

賃貸借等の合意解約をした旨農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定に基づき通知がありましたのでご報告いたします。

【報告事項2について、議案書をもとに朗読・説明】

以上、報告とさせていただきます。

○議長（早坂会長）

只今、事務局より賃貸借及び使用貸借の合意解約について報告がありました。何かご質問ございますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、報告事項2はこれで終わります。

◎日程第4 報告事項3 その他

○議長（早坂会長）

次に報告事項3 その他について、こちらからはございませんが、皆さんから何かございますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、次に移りたいと思います。

◎日程第5 協議事項1 農地のあっせんについて

○議長（早坂会長）

次に日程第5 協議事項1 農地のあっせんについてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（櫻井主査）

協議事項1 農地のあっせんについて。

農地のあっせん申し出がありましたので、協議願います。

【協議事項1について、議案書をもとに朗読・説明】

以上、説明とさせていただきます。

○議長（早坂会長）

補足説明を齋藤委員、お願いいたします。

○8番（齋藤委員）

それでは、私の方から補足説明をさせていただきます。

〇〇〇さんにつきましては、5月30日をもって経営を中止されたということです。乳牛、それから施設、それから機械、これにつきましては、〇〇〇さんと売買契約が成立しております。就職先も家族含めて〇〇〇さんの方で就職するということです。農地につきましては、〇〇〇さんの方からも実質的な経営継承ということでございますので、乳牛も含めてということでございますので、当然、飼料作物を含めて〇〇〇さんの方に何とかあっせんをお願いしたいということで、農協の方にもお願いがございました。そういうことで、指定あっせんで何とかお願いできないかというのが農協側の考え方でございます。どうかご協議をよろしくお願いいたします。

○議長（早坂会長）

只今、事務局より協議事項1について提案理由の説明がありました。この件についてご意見等ございますか。

2番 山本委員。

○2番（山本委員）

今、農協の専務から説明があった訳ですけども、農地のあっせんについてですね、基本的には、そういうことというのは常識では考えられない訳です。それは、そういう理由をもってですね、農地委員会で周辺の〇〇〇地区及び改善組合が問題なしとすれば、そういうことが可能だというだけであって、当初からそういう問題になるようなものを提案してくるというのは、これはちょっと難しい問題があるのかなと。ということは、これがたたき台になってですね、今後、個人であってもお世話になったという人には何とかならないかというのは、基準的になっていくおそれがあるので、それは話として聞いて、農地委員会で現地調査及び十分な審議をし、農協の意見、個人の意見も踏まえた上で改善組合、当然、〇〇〇地区になるのかなと思いますし、〇〇〇地区の農業委員もおられる訳ですから、農地委員会できちっと問題ないような解決の仕方をしておいた方が、その中に農協の組織として入ったということになると、全てが個人であろうと法人であろうとそういう問題が表面化したときに農業委員会として大きな将来問題になったときになるので、話としては聞きましたというくらいで押さえておかないと、これはうまくないのではないかなど。そういう考え方ですけどもいかがですか。

○議長（早坂会長）

分りました。最終的には農地委員会に付託しますので、そちらの方でお願いしたいと思っております。

ほかに何かございませんか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、協議事項1については、農地委員会に付託して進めいくこととして決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、協議事項1については、農地委員会に付託して進めることと決定いたしました。高木農地委員長、よろしくお願ひいたします。

◎日程第5 協議事項2 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更について

○議長（早坂会長）

次に協議事項2 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局（櫻井主査）

農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更について、上士幌町長より事前協議がありましたので、その内容の可否について協議を求めるます。

【協議事項2について、議案書をもとに朗読・説明】

以上、説明とさせていただきます。ご協議の上、お認めくださいますようお願いいたします。

○議長（早坂会長）

只今、事務局より協議事項2の提案理由の説明がありましたが、ここで意見を伺います。今回は、用途区分変更が11件、農用地区域への編入が1件出されております。

初めに用途区分変更の案件です。番号1の用途区分変更についてご意見ございますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、番号1については、原案どおり用途区分変更を認めることとして決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございますか。

（「異議なし」の声）

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、番号1については、原案どおり認めることに決定いたしました。

次に番号2から番号11についてストックポイントに関わる案件ですが、番号2の用途区分変更についてご意見ございますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、番号2については、原案どおり用途区分変更を認めることとして決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございますか。

（「異議なし」の声）

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、番号2については、原案どおり認めることに決定いたしま

した。

次に番号3の用途区分変更についてご意見ございますか。

(「なし」の声)

○議長(早坂会長)

ないようですので、番号3については、原案どおり用途区分変更を認めることとして決定いたしたいと思いますが、これにご異議ござりますか。

(「異議なし」の声)

○議長(早坂会長)

異議なしと認め、番号3については、原案どおり認めることに決定いたしました。

次に番号4の用途区分変更についてご意見ございますか。

(「なし」の声)

○議長(早坂会長)

ないようですので、番号4については、原案どおり用途区分変更を認めることとして決定いたしたいと思いますが、これにご異議ござりますか。

(「異議なし」の声)

○議長(早坂会長)

異議なしと認め、番号4については、原案どおり認めることに決定いたしました。

次に番号5の用途区分変更についてご意見ございますか。

(「なし」の声)

○議長(早坂会長)

ないようですので、番号5については、原案どおり用途区分変更を認めることとして決定いたしたいと思いますが、これにご異議ござりますか。

(「異議なし」の声)

○議長(早坂会長)

異議なしと認め、番号5については、原案どおり認めることに決定いたしました。

次に番号6の用途区分変更についてご意見ございますか。

(「なし」の声)

○議長（早坂会長）

ないようですので、番号6については、原案どおり用途区分変更を認めるこ
ととして決定いたしたいと思いますが、これにご異議ござりますか。

（「異議なし」の声）

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、番号6については、原案どおり認めることに決定いたしま
した。

次に番号7の用途区分変更についてご意見ございますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、番号7については、原案どおり用途区分変更を認めるこ
ととして決定いたしたいと思いますが、これにご異議ござりますか。

（「異議なし」の声）

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、番号7については、原案どおり認めることに決定いたしま
した。

次に番号8の用途区分変更についてご意見ございますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、番号8については、原案どおり用途区分変更を認めるこ
ととして決定いたしたいと思いますが、これにご異議ござりますか。

（「異議なし」の声）

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、番号8については、原案どおり認めることに決定いたしま
した。

次に番号9の用途区分変更についてご意見ございますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、番号9については、原案どおり用途区分変更を認めるこ
ととして決定いたしたいと思いますが、これにご異議ござりますか。

（「異議なし」の声）

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、番号9については、原案どおり認めることに決定いたしました。

次に番号10の用途区分変更についてご意見ござりますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、番号10については、原案どおり用途区分変更を認めることとして決定いたしたいと思いますが、これにご異議ござりますか。

（「異議なし」の声）

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、番号10については、原案どおり認めるに決定いたしました。

次に番号11の用途区分変更についてご意見ござりますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、番号11については、原案どおり用途区分変更を認めることとして決定いたしたいと思いますが、これにご異議ござりますか。

（「異議なし」の声）

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、番号11については、原案どおり認めるに決定いたしました。

次に農用地区域への編入です。番号12の農用地区域への編入についてご意見等ござりますか。

2番 山本委員。

○2番（山本委員）

これ、「さらち」というのか「はくち」というのか。用途区分のところ。

○事務局（櫻井主査）

「しろじ」です。

○2番（山本委員）

「しろじ」とはどういう意味なのか。

○事務局（櫻井主査）

主に宅地等で農振地域が除外されている何の規制もない地域のことです。

○2番（山本委員）

それをどうしようとするのか。畠にするのか。

○事務局（櫻井主査）

そうです。

○議長（早坂会長）

農地は、とりあえず農地ということで。

どうでしょうか。何かほかにご意見、ご質問ござりますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、番号12については、原案どおり農用地への編入を認めることとして決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、番号12については、原案どおり認めるに決定いたしました。

◎日程第5 協議事項3 その他

○議長（早坂会長）

次に協議事項3 その他について、こちらからはございませんが、皆さま方から何かござりますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、協議事項はこれで終わります。

◎日程第6 審議事項 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

○議長（早坂会長）

次に日程第6 審議事項 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局（櫻井主査）

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、上士幌町長より決定の求められた農用地利用集積計画について議決を求める。

【議案第1号について、議案書をもとに朗読・説明】

以上、説明とさせていただきます。ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いいたします。

○議長（早坂会長）

只今、事務局より議案第1号について提案理由の説明がありました。ここで意見を伺います。今回は、賃借権の設定が1件、使用貸借権の設定が15件出されております。

初めに賃借権の設定の案件です。番号1についてご意見を伺います。

2番 山本委員。

○2番（山本委員）

今、櫻井主査の方からですね、中間管理機構、元は北海道農業公社と賃貸借を結んで、個々に地域の改善組合、農業委員会も絡んだ中でやっていたと思うんですけども、3名は決まっているけど今は報告できません。これは、どうしたことなのか。今後も改善組合とか農業委員会と中間管理機構との関わりはどういう具合になっていくのか。暗黙の了解の中で事前に打ち合わせてやっちゃうのか。その辺は、どういうことなんですか。

○事務局（櫻井主査）

実際は、もう確定しております。借り手も含めてずっと進んできている状況です。言えないというのは、単純に北海道の方で貸し手と中間管理機構が契約を結びまして、そこが確定しないと借り手の農家さんが、当然、借りれない訳で、今回、貸し手の方と中間管理機構が固まってからじゃないと北海道の認可が下りてこないんですよ。北海道の認可が下りて、ようやく貸し手と機構との契約が固まるので、そこでようやく借り手の3名の方ですね、もう実質、固まっているんですけど、そこの契約が進みますよという話になってしまいます。なので、この3名の方は、今回、総会で決まって、北海道の方で確定しましたら、来月以降の総会で公社と3名の方との契約が進みますので、その時点で公表ができるような形になります。ということでご理解いただけますか。

○議長（早坂会長）

山本委員。

○2番（山本委員）

そういうことを私、言っているのではなくて、本来であれば農地と言うのは農業委員会で確定したもの、このものをもって申請したり許認可するわけだよね。中間管理機構という新しいのが出来て、先に相対でやっちゃったのか、農

業委員会だとか改善組合が集積計画でやっているからね、名前が分からぬものその後付けで決めるということを今後も続いていくのか、今回だけなのかということなの。

○事務局（櫻井主査）

これは、公社との間で決められているので、今後も多分、同じ形になるのかなと思いますけれども。

○議長（早坂会長）

改善組合の方は、完璧に通してきていますので、地域の皆さんもご理解していただけたと思います。

そのほか、何かございませんか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、番号1については、賃借権を設定することと決定いたしたいと思いますが、ご異議ござりますか。

（「異議なし」の声）

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、原案どおり決定いたしたいと思います。

次に使用賃借権の設定でございます。番号2について、ご意見ございますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、番号2については、使用賃借権を設定することとして決定いたしたいと思いますが、ご異議ござりますか。

（「異議なし」の声）

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。

次に番号3について、ご意見ござりますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、番号3については、使用賃借権を設定することとして決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。
次に番号4について、ご意見ございますか。

(「なし」の声)

○議長（早坂会長）

ないようですので、番号4については、使用貸借権を設定することとして決定いたしたいと思いますが、ご異議ございますか。

(「異議なし」の声)

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。
次に番号5について、ご意見ございますか。

(「なし」の声)

○議長（早坂会長）

ないようですので、番号5については、使用貸借権を設定することとして決定いたしたいと思いますが、ご異議ございますか。

(「異議なし」の声)

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。
次に番号6について、ご意見ございますか。

(「なし」の声)

○議長（早坂会長）

ないようですので、番号6については、使用貸借権を設定することとして決定いたしたいと思いますが、ご異議ございますか。

(「異議なし」の声)

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。
次に番号7について、ご意見ございますか。

(「なし」の声)

○議長（早坂会長）

ないようですので、番号7については、使用貸借権を設定することとして決定いたしたいと思いますが、ご異議ござりますか。

（「異議なし」の声）

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。
次に番号8について、ご意見ございますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、番号8については、使用貸借権を設定することとして決定いたしたいと思いますが、ご異議ござりますか。

（「異議なし」の声）

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。
次に番号9について、ご意見ございますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、番号9については、使用貸借権を設定することとして決定いたしたいと思いますが、ご異議ござりますか。

（「異議なし」の声）

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。
次に番号10について、ご意見ございますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、番号10については、使用貸借権を設定することとして決定いたしたいと思いますが、ご異議ござりますか。

（「異議なし」の声）

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。

次に番号11について、ご意見ございますか。

(「なし」の声)

○議長(早坂会長)

ないようですので、番号11については、使用貸借権を設定することとして決定いたしたいと思いますが、ご異議ござりますか。

(「異議なし」の声)

○議長(早坂会長)

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。

次に番号12について、ご意見ございますか。

(「なし」の声)

○議長(早坂会長)

ないようですので、番号12については、使用貸借権を設定することとして決定いたしたいと思いますが、ご異議ござりますか。

(「異議なし」の声)

○議長(早坂会長)

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。

次に番号13について、ご意見ございますか。

(「なし」の声)

○議長(早坂会長)

ないようですので、番号13については、使用貸借権を設定することとして決定いたしたいと思いますが、ご異議ござりますか。

(「異議なし」の声)

○議長(早坂会長)

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。

次に番号14について、ご意見ございますか。

(「なし」の声)

○議長(早坂会長)

ないようですので、番号14については、使用貸借権を設定することとして決定いたしたいと思いますが、ご異議ござりますか。

(「異議なし」の声)

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。
次に番号15について、ご意見ございますか。

(「なし」の声)

○議長（早坂会長）

ないようですので、番号15については、使用貸借権を設定することとして
決定いたしたいと思いますが、ご異議ございますか。

(「異議なし」の声)

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。
次に番号16について、ご意見ございますか。

(「なし」の声)

○議長（早坂会長）

ないようですので、番号16については、使用貸借権を設定することとして
決定いたしたいと思いますが、ご異議ございますか。

(「異議なし」の声)

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。

◎日程第6 審議事項 議案第2号 現況証明願について

○議長（早坂会長）

次に議案第2号 現況証明願についてを議題といたします。事務局から提案
理由の説明をお願いいたします。

○事務局（櫻井主査）

北海道農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明交付申請が
あったので証明書を交付したく審議を求めます。

【議案第2号について、議案書をもとに朗読・説明】

以上、説明とさせていただきます。ご審議の上、ご決定をいただきますよう
お願いいたします。

○議長（早坂会長）

只今、事務局より議案第2号について提案理由の説明がありました。ここでご意見を伺います。ご意見ございますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、議案第2号については、農業政策委員会に付託して審議していただくこととしますが、ご異議ござりますか。

（「異議なし」の声）

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、農業政策委員会に付託することとします。福澤農業政策委員長、よろしくお願ひいたします。

ここで、暫時休憩いたします。

（午後2時40分）

○議長（早坂会長）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後3時03分）

○議長（早坂会長）

それでは、福澤農業政策委員長、審議の結果の報告をお願いいたします。

○1番（福澤委員）

議案第2号 現況証明願について、現況証明願の交付申請がありましたので、農業政策委員会を開催いたしまして審議をいたしました。結果を申し上げます。番号1ですけども、認めることになりましたので報告いたします。番号2ですけども、これについても現況証明願ということで認めることになりました。番号3の現況証明願ですけども、これも認めることになりましたので報告いたします。続きまして、番号4の現況証明願ですけども、これも認めることになりましたので報告をいたします。以上です。

○議長（早坂会長）

只今、福澤農業政策委員長から報告がありましたが、番号1について、ご意見ございますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、番号1については、申請どおり認めていくこととします

が、ご異議ござりますか。

(「異議なし」の声)

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、申請どおり認めることといたします。

次に番号2について、ご意見ござりますか。

(「なし」の声)

○議長（早坂会長）

ないようですので、番号2については、申請どおり認めていくこととしますが、ご異議ござりますか。

(「異議なし」の声)

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、申請どおり認めることといたします。

次に番号3について、ご意見ござりますか。

(「なし」の声)

○議長（早坂会長）

ないようですので、番号3については、申請どおり認めていくこととしますが、ご異議ござりますか。

(「異議なし」の声)

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、申請どおり認めることといたします。

次に番号4について、ご意見ござりますか。

(「なし」の声)

○議長（早坂会長）

ないようですので、番号4について、申請どおり認めていくこととしますが、ご異議ござりますか。

(「異議なし」の声)

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、申請どおり認めることといたします。

◎日程第6 審議事項 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

○議長（早坂会長）

次に議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局（櫻井主査）

農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、同法施行令第7条第2項の規定により審議を求めます。

【議案第3号について、議案書をもとに朗読・説明】

以上、説明とさせていただきます。ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いいたします。

○議長（早坂会長）

只今、事務局より議案第3号について提案理由の説明がありましたが、番号1について、ご意見を伺います。ご意見ござりますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、議案第3号については、申請どおり転用を認めていくこととしますが、ご異議ござりますか。

（「異議なし」の声）

○議長（早坂会長）

異議なしと認め、申請どおり認めることに決定いたしました。

◎日程第7 その他1 春季主要作物生育状況調査の結果について

○議長（早坂会長）

次に日程第7 その他に移ります。その他1 春季主要作物生育状況調査の結果について事務局より説明お願いします。

○事務局（森本主査）

その他1 春季主要作物生育状況調査の結果について。

平成27年6月19日に実施された平成27年度春季主要作物生育状況調査の結果に関する通知があったので別紙のとおり報告します。

【その他1について、議案書をもとに朗読・説明】

以上でございます。

○議長（早坂会長）

只今、春季主要作物生育状況調査の結果について報告がありました。何かご質問ありますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようでしたら、次に移ります。

◎日程第7 その他2 今後の日程について

○議長（早坂会長）

その他2 今後の日程についてお願ひいたします。

○事務局（森本主査）

7月の日程表を載せております。ここには掲載していませんでしたけども、先程、櫻井主査から説明がありましたとおり7日（火）9時30分から農地委員会現地調査を予定しております。それから、21日から23日までの3日間、道内の視察研修ということでご案内をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。それで、翌週、27日（月）にですね、農業委員会総会を開催したいということで載せております。以上でございます。

○議長（早坂会長）

どうでしょうか。この日程でよろしいですか。

今までですね、農協と同盟と農業委員会と行っていましたパークゴルフに、今度、議会が入ることになりました。それが8月17日の予定です。

◎日程第7 その他3 その他

○議長（早坂会長）

続きまして、その他3 その他について、局長の方からお願ひいたします。

○事務局（高橋事務局長）

別冊でその他ということで、平成27年度農業委員道内視察研修について説明をしたいと思います。

【資料をもとに説明】

以上でございます。

○議長（早坂会長）

只今、道内の視察研修について、局長の方からお話をありがとうございましたが、何かご質問、意見ありますか。

（「なし」の声）

○議長（早坂会長）

ないようですので、これで終わりたいと思います。

◎ 閉会宣言

○議長（早坂会長）

これをもって、平成27年度第3回農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

（閉会時刻 午後3時17分）